

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（その他）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	その他										(全般) 第一次質問の 回答	第一回の質問回答内容は、事業契約時に重要な契約条項となるため、PFI委員会の承認を得ているものとの認識でよろしいでしょうか。	質問回答については、これまでのPFI事業審査委員会における審議内容等を踏まえ、市にて回答しています。
2	その他										(全般) 第二次質問の 回答	第二回の回答内容は、事業契約時に重要な契約条項となるためPFI委員会の承認を得る予定であるとの認識でよろしいでしょうか。	No1の回答を参照してください。
3	その他										(全般) 事業契約につ いて	脱水汚泥等の放射性物質濃度については、「国等の基準・指針に準ずる」「事業者と本施設稼動前までに協議」との回答(要求水準書No.179/180)がございませす。仮に、横浜市殿との協議内容により、事業者が事業継続困難(=放射性物質濃度リスクが莫大で負担できない)と判断し、放射能リスク関連でやむを得ず契約解除に至った場合、違約金支払の対象外となると理解してよいでしょうか。	要求水準書に対する質問の回答のNo27を参照してください。